

日 銀 業 第 8 3 号
2 0 2 6 年 3 月 2 6 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行国債振替決済業務規程」の一部改正に関する件

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第234号）の施行により、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）が改正されることに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2026年4月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行国債振替決済業務規程」中一部改正

- 第七十一条を横線のとおり改める。

(受託者の変更に伴う信託の記載又は記録等)

第七十一条 受託者の変更があった場合には、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十九条第一項に規定する前受託者（以下「前受託者」という。）は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により、当該前受託者の参加者口座又は顧客口座の信託口において減額の記載又は記録がされ、かつ、同法第六十二条第一項に規定する新受託者（以下「新受託者」という。）の参加者口座又は顧客口座の信託口において増額の記載又は記録がされるための振替の申請をしなければならない。ただし、同法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第八条（第五号及び第七号に係る部分を除くものとし、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によるり受託者の任務の終了及び受託者の変更があったした場合において、新受託者が就任したときは、新受託者も、第三十六条第一項において準用する第三十四条第一項又は第三十六条第二項において準用する第三十五条第一項の規定により、当該申請をすることができる。

- 2 略（不変）